

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 17 日（金）第 270 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（2件）（保健医療福祉課取扱い） 1
 ○肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2
- 公 告
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 2
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 警 察 本 部 告 示
- 鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示（※）（警務課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1129号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人徳洲会沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚字小米原2208
医療法人徳洲会与論徳洲会病院	大島郡与論町大字茶花403-1

2 認定の有効期限

令和6年12月9日

鹿児島県告示第1130号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地

2 認定の有効期限

令和7年1月15日

鹿児島県告示第1131号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 12 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1274号	令和9年12月21日	なたね油 かす及びその粉末	なたね油 かす粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	村山製油株式会社	肝属郡東串良町岩弘2640番地1
鹿児島県肥第1275号	令和9年12月21日	蒸製骨粉	S F K 国産蒸製骨粉	窒素全量 2.5 りん酸全量22.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 12 月 17 日

大 隅 地 域 振 興 局 長 清 藤 修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい福祉ヘルパーステーションAsobu。鹿屋事業所	鹿屋市川西町3924-1	合同会社楽園	鹿児島市上福元町5787-3川上コーポ1-B号室	海老原晃英	令和3年11月1日	同行援護
自立支援型デイサービスかなで	鹿屋市寿三丁目6-6サンロード寿B棟101号室	あすな株式会社	鹿児島市原良七丁目10番3号	上 菌 裕二	令和3年11月1日	生活介護
看護小規模多機能ホーム宝樹	肝属郡錦江町馬場1187番地1	株式会社宝樹	肝属郡錦江町馬場1187番地1	川口 初美	令和3年11月1日	短期入所
ライフ夢	鹿屋市下高隈町5486番地3	特定非営利活動法人夢来郷たかくま	鹿屋市上高隈町1894番地3	大迫 真	令和3年11月1日	共同生活援助

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 12 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その1（15施設）で使用する電気年間予想使用電力量 5,687,086キロワットアワー
- イ 鹿児島県有施設その2（14施設）で使用する電気年間予想使用電力量 2,799,263キロワットアワー

- ウ 鹿児島県有施設その 3 (22施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,722,035キロワットアワー
- エ 鹿児島県有施設その 4 (20施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,778,208キロワットアワー
- オ 鹿児島県有施設その 5 (17施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,682,526キロワットアワー
- カ 鹿児島県有施設その 6 (16施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,133,010キロワットアワー
- キ 鹿児島県有施設その 7 (12施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 4,272,785キロワットアワー
- ク 鹿児島県有施設その 8 (29施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,907,866キロワットアワー
- ケ 鹿児島県有施設その 9 (7施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,824,891キロワットアワー
- コ 鹿児島県有施設その 10 (17施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,290,822キロワットアワー
- サ 鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,627,153キロワットアワー
- シ かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,491,407キロワットアワー
- なお、アからシまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 需要場所
入札説明書による。
- (4) 供給期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。) 第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年12月17日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和4年2月8日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のア 令和4年2月9日午前9時30分

(イ) 1の(1)のイ 令和4年2月9日午前10時

(ウ) 1の(1)のウ 令和4年2月9日午前10時30分

(エ) 1の(1)のエ 令和4年2月9日午前11時

(オ) 1の(1)のオ 令和4年2月9日午前11時30分

(カ) 1の(1)のカ 令和4年2月9日午後1時30分

(キ) 1の(1)のキ 令和4年2月9日午後2時

(ク) 1の(1)のク 令和4年2月9日午後2時30分

(ケ) 1の(1)のケ 令和4年2月9日午後3時

(コ) 1の(1)のコ 令和4年2月9日午後3時30分

(サ) 1の(1)のサ 令和4年2月9日午後4時

(シ) 1の(1)のシ 令和4年2月9日午後4時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)と同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3800

ファックス番号 099-286-5641

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、令和4年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

- a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
 b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
 c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
 d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
 e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
 f Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.6
 g Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.7
 h Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.8
 i Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.9
 j Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.10
 k Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
 l Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
- (2) DELIVERY PERIOD:
 From 1 April 2022 through 31 March 2023
- (3) DELIVERY PLACE:
 Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
 12:00 a.m. 8 February 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
 Property Management Division
 Treasury Bureau
 Kagoshima Prefectural Government
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
 TEL 099-286-3800
 FAX 099-286-5641

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和3年10月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第50号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和3年12月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,794
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	267,463
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区 149,861

の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿屋市・垂水市区	31,624
	枕崎市区	5,758
	阿久根市・出水郡区	8,395
	出水市区	14,466
	指宿市区	11,117
	西之表市・熊毛郡区	11,249
	薩摩川内市区	25,771
	日置市区	13,214
	曾於市区	9,797
	霧島市・始良郡区	36,749
	いちき串木野市区	7,652
	南さつま市区	9,333
	志布志市・曾於郡区	11,870
	奄美市区	13,411
	南九州市区	9,550
	伊佐市区	7,064
始良市区	21,319	
薩摩郡区	5,697	
肝属郡区	9,930	
大島郡区	16,218	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		267,463
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第4号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程(令和3年鹿児島県警察本部訓令第24号)第2条第2項の規定により, 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示し, 令和4年1月4日から施行する。

なお, 令和3年6月1日鹿児島県警察本部告示第3号(鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示)は, 令和4年1月3日限り廃止する。

令和3年12月17日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

法 令	規 定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）	第8条第2項及び第15条